

平成 2 9 年度事業計画書



社会福祉法人 鵬 和 会

特別養護老人ホーム・さつき園

目 次

1	基本方針	1
2	重点目標	2
	(1) 施設機能発揮への取り組み	2
	(2) 介護支援サービスの向上	2
	(3) 社会福祉法人としての経営体制等の整備	2
	(4) 地域に開かれた施設として	2
	(5) 関係行政機関及び地域福祉団体との連携	2
3	具体的事業の展開	3
	(1) 法人及び施設の事業運営	3
	(2) 施設運営体制の整備	3
	(3) 利用者への適切な介護、支援サービス等の提供	4
	(4) レクリエーション等の実施及び社会生活上の便宜の提供	7
	(5) 地域間諸行事交流の実施	8
	(6) ボランティア活動の積極的受入れ	8
	(7) 事故防止対策の実施	8
	(8) 苦情等の解決への取り組み	9
	(9) 災害対策の強化	9
	(10) 環境衛生管理の徹底	9
4	事業の進捗管理による計画的推進	9

平成29年度事業計画

社会福祉法人 鵬 和 会
特別養護老人ホームさつき園

1. 基本方針

社会福祉法人については、戦後60年余りにわたり社会福祉の担い手としてその役割を果たしてきたところですが、介護保険制度の創設以後、介護関連事業にあっては、福祉ニーズの多様化と相まって、事業主体の規制緩和による異業種からの参入などにより、現状では、シルバー産業という新たな枠組みで捉えられるまでになり、福祉における社会環境は大きく変貌を遂げてきたところである。

このようなことから、国は、社会福祉法人の公益性・非営利性を確保する観点から社会福祉法人制度を見直すこととし、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を徹底することを目的に平成28年3月31日に可決・成立・公布された社会福祉法等の一部を改正する法律に基づき、社会福祉法人制度の改革が行われることになりました。

主な内容は、

- ① 経営組織のガバナンスの強化
 - 議決機関としての評議員会を必置
 - 役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備
 - 親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備
 - 一定規模以上の法人への会計監査人の導入 等
- ② 事業運営の透明性の向上
 - 閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大
 - 財務諸表、現況報告書、役員報酬基準の公表に係る規程の整備 等
- ③ 財務規律の強化
 - 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止 等
 - 福祉サービスに再投下可能な財産額（社会福祉充実残額）を明確化
 - 再投下可能な財産額に係る社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務付け 等
- ④ 地域における公益的な取組を実施する責務
 - 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金を福祉サービスを提供することを責務として規定
- ⑤ 行政関与の在り方
 - 所轄庁による指導監督の機能強化
 - 国・都道府県・市の連携を推進

以上のとおり、本年度は、社会福祉法人にとって大きな変革の年となることから、当該法改正に則り、定款等、関係諸規定の改正及び経営組織の整備など遺漏なく適切に対処してまいります。

2. 重点目標

(1) 施設機能発揮への取り組み

国の政策は、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が目指されています。

このような中で、特別養護老人ホームは、「施設・居住系サービス」の拠点として位置づけられており、原則要介護3以上の中・重度者の介護ニーズに積極的に応えていかなければならないという社会的な使命が課せられているところです。ついては、地域包括支援センターや協力医療機関、社会福祉協議会、介護保険事業所等との連携により、施設利用に係る情報交換、窓口での介護相談などを通じて、施設入所が円滑に推進できるよう努めてまいります。

(2) 介護支援サービスの向上

介護支援サービスの提供にあたっては、利用者一人ひとりに適したケアプランを樹立し、その介護の目標とサービス内容に沿った支援をしていくことが基本です。ケアプランの実施状況を把握し、目標に対する評価などを適時行い、一人ひとりの状況の変化に応じたより良いサービスの提供ができるように努めて参ります。

また、ご家族の来園の機会となるような行事を開催するとともに、適時、サービス担当者会議などを開き、近況の報告やご家族からの相談、要望等をお聞きし、ケアプランに反映するなどご家族から信頼される介護支援サービスの提供を目指してまいります。

(3) 社会福祉法人としての経営体制等の整備

法人経営の全般にわたり、社会福祉法の一部を改正する法律を踏まえ、① 経営組織のガバナンスの強化 ② 事業運営の透明性の向上 ③ 財務規律の強化 ④ 地域における公益的な取組を実施する責務など、示された重点項目に沿って、現行の経営体制等を見直し、法改正の趣旨に照らし齟齬を生じないよう適切に対処して参ります。

また、介護人材（介護員・看護師・調理員）の確保については、全国的にも厳しい状況が続いています。介護職員の待遇改善については、処遇改善加算の諸要件を整備し、その獲得に努め、これを給与に反映するとともに、正規職員・パート職員などの希望職種ごとに、雇用条件を柔軟に適用することにより、求職者からの選択の幅を広げ、ハローワーク・専門学校・介護員養成講座等に働きかけ、相対的に人員が確保できるよう引き続き取り組んでまいります。

(4) 地域に開かれた施設として

誕生日会や季節ごとの行事については、年間の行事計画に基づき実施しています。行事ごとに木更津市赤十字奉仕団西清分団、登録ボランティア団体の方々、地元長須賀町内会、長須賀保育園の園児の皆さん、学童クラブの小学生など地域の様々な方々にご協力を頂いております。入所者の皆様には行事を通じて四季を感じてもらうことも大切な事ですが、何よりも、人と人とのふれあいを楽しみにされておりますので、今後とも相互の親睦・交流を深めることにより、福祉施設に対する理解や協力を得ることができるよう努め、地域に開かれた施設を目指してまいります。

(5) 関係行政機関及び福祉団体との連携

地域包括支援センター、協力医療機関、社会福祉協議会、介護保険事業所との連携を図り、利用者の入所・退所に係る連絡調整、介護相談など利用者の視点に立って支援します。

3. 具体的事業の展開

(1) 法人及び施設の事業運営

① 理事会及び評議員会の開催

予算、決算、事業計画、事業報告の決定及び重要な事業の実施については、理事会及び評議員会の意見を反映させるため、定例会を年2回以上開催するとともに、必要に応じて臨時役員会を開催することとします。

② 事業の計画的運営

この事業計画に定める法人及び施設の具体的事業の推進に当たっては、毎月、理事長、施設長及び幹部職員で構成する「施設運営会議」において「月別事業計画」を策定し、実施するとともに、その進捗状況を常に管理し計画的な推進に努めます。

③ 予算の執行及び経理事務の処理

法人及び施設の資金収支予算の執行及び経理事務については、新会計基準に基づき、毎月の資金収支状況を把握し、当該年度の資金収支の見通しを的確に管理することにより、その適切な処理に努めます。

④ 監事監査及び内部経理監査の実施

予算執行及び事業実施の適正化を図るため、「監事監査」を年1回以上実施するとともに、監査担当理事による「内部経理監査」を四半期毎に実施し、その指導に基づいた処理を適切に行います。

⑤ 事業運営に関する職員の意見反映

事業計画の進捗状況管理及び月別事業計画の策定及び重要な事業の企画立案、調整等を行うため、理事長及び施設の幹部職員で構成する「施設運営会議」を毎月1回以上開催する他、「給食・行事委員会」や所属ごとの「職員会議」を定期的に開催し、事業運営に関する職員の意見を反映した運営に努めます。

⑥ 情報開示の実施

法人及び施設の運営に関する事業報告及び資金収支決算等の関係書類は、常時施設内に備え付け、関係者の請求に基づき個人情報を除き閲覧に供するほか、ホームページ上においてもその情報等を公開するよう努めます。

(2) 施設運営体制の整備

① 組織及び職員の業務分担

施設運営に関する組織、所属職員の配置及び業務分担は、施設の「運営規程」等に基づいて行い、その配置体制については、国の示した「施設運営基準」を遵守します。

(職員配置基準)

施設長	1名（常勤・専従）
医師	4名（非常勤・嘱託契約）
介護支援専門員	2名（常勤・生活相談員兼務）
生活相談員	2名（常勤）
看護職員	4名以上（常勤）
介護職員	30名以上（常勤）
介護職員（ユニット型専従）	10名以上（常勤）
機能訓練指導員	1名以上（非常勤・委託契約）

栄養士	1名以上（常勤）
調理員	10名（常勤）
事務職員	5名（常勤）
宿直員	4名（非常勤）
洗濯員	3名（非常勤）
清掃員	4名（非常勤）

② 職員の資質向上の推進

職員の資質向上を図るため、別に定める「平成29年度職員研修計画」に基づき、関係機関の開催する研修会、講習会等への参加、先進施設の視察及び職場内研修を積極的に実施します。

③ 施設及び設備の整備

施設の各種設備については、適正な管理に努め、利用者の生活環境及び職員の就労環境の保全を図ります。

(3) 利用者への適切な介護、支援サービス等の提供

利用者に対する介護支援、健康管理及び食事の提供等による、生活支援サービス等の実施に当たっては、「施設サービス計画（ケアプラン）」に基づき、生活相談員、介護・看護職員、管理栄養士、調理員等の全職員により、利用者個々のニーズに合わせて適切なサービスを行うものとし、その具体的なサービスは次の事項に留意して行います。

① 介護、支援サービスの日課等

利用者に対する介護、食事の提供及び生活支援サービスの基本的な日課等は、次のとおりとする。

(第1表) 介護の日課

時 間	処 遇 の 内 容
5：30～	排泄介助
6：40～	起床・モーニングケア・水分補給
8：00～	朝食、トイレ誘導、洗濯
9：20～	入浴・週2回実施（毎週月曜日・木曜日） 入浴（特浴）・週2回実施（毎週火曜日・金曜日）、洗濯
10：00～	嘱託医師回診・週2回実施（毎週火曜日・木曜日）、レクリエーション
10：40～	水分補給、トイレ誘導、排泄介助
12：00～	昼食
12：30～	口腔ケア、トイレ誘導、洗濯
13：00～	リハビリテーション・週1回実施（毎週水曜日）、トイレ誘導

13:30～	入浴（特浴）・週4回実施（毎週月・火・木・金曜日）、排泄介助
14:00～	レクリエーション、おやつ、入浴週2回（月・木）
16:00～	排泄介助、トイレ誘導
18:00～	夕食
18:15～	口腔ケア
21:00～	就寝・消灯
22:00～	排泄介助

（第2表） 第1表以外の介護サービス

処遇・サービス項目	処 遇 サ ー ビ ス 回 数
シーツ交換	週1回実施（毎週土曜日）
包布交換	週1回実施（毎週土曜日）
爪切り・耳かき	週2回実施（毎週木・金曜日の午後）
アソビリ	週2回実施（毎週土・日曜日の午後）
理髪サービス	月1回実施（毎月第2月曜日）
ティーサービスタイム	週1回実施（毎週土曜日の午後）

② 介護、支援サービス提供の具体的方法

ア 入浴の実施

利用者の入浴は、次の方法により一人について原則として週2回以上行うものとする。

- i 入浴は個々の心身の状態に応じ、特殊浴槽、一般浴槽を用いて行う。
- ii 入浴の介助は、利用者に対し二人以上の介護職員で行い、個々のその時の状態に応じ、転倒、転落等の事故のないよう適切に行う。
- iii 入浴時前の健康チェックの結果、入浴させることが困難と認める場合は、清拭による身体の清潔保持に努める。

イ 排泄の介助

- i 利用者の排泄に対する介助は、その心身の状況に応じてできるだけ自立に向けた援助を心がけて行うものとする。
- ii 自立困難な利用者に対しては、おむつ等の使用により皮膚の清潔を心がけ、適切な介助を行うものとする。
- iii おむつ利用者については、排泄介助ごとに褥瘡が形成されないよう体位変換を行う

など適切な介助を行うものとする。

ウ 離床、着替え、整容等日常生活上の介助

利用者の心身の状況に応じ適切に行うものとする。

エ 身体拘束の廃止

利用者の介護支援に当たっては、職員は、一人ひとりの人権の擁護と人格の尊重を基本認識とし、別に定める「特別養護老人ホームさつき園運営規定（第11条の4）」、「職員倫理要綱」及び「職員行動規範」に基づき、個人の人権を侵害するような身体拘束は一切行わないものとする。更に、ケアカンファレンス等を通じてその防止に努める。

オ 虐待行為の禁止と防止

平成18年4月に施行された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」を遵守し、介護従事者の虐待の禁止はもちろん、その防止のための措置、発生した場合の報告の義務、身体的、心理的、性的、経済的な虐待を起ささないよう、職員への周知徹底を図りその未然防止に努めます。

③ 健康管理

ア 健康状態のチェックと適切な処置

看護職員は常に利用者の健康状態に注意し、その健康保持に努めるものとし、その状況から一定の診療行為が必要と思われる場合は、嘱託医の意見等に基づき、利用者及びその家族等と相談のうえ、協力病院（高名清養病院・上総記念病院）または地域の医療機関の協力を得て、適切かつ必要な措置を講ずるものとする。

イ 感染症等の予防対策の強化

施設内で発生しやすい、インフルエンザ、肝炎、重症急性呼吸器症候群（SARS）や、ノロウイルスなどの感染症等の予防については、「社会福祉施設等における感染症対策の手引き（平成18年12月18日付け、千葉県健康福祉部長通知）」に基づき、利用者及び職員の手洗い、うがい消毒の励行に努めるとともに、検便、ワクチンの予防接種等の定期的な実施、その対策の強化を図るとともに、感染症が発生した場合については、感染経路や発生源の調査、治療、関係機関等への報告等を的確に行い、二次感染や再発防止に必要な措置を講ずるものとする。

ウ 低栄養状態の予防と改善（栄養ケア）

医師等の指導により栄養士が作成した「栄養ケア計画書」に基づき、生きる意志や楽しみに繋がる「食べること」に優先的に取り組み、関係職員が共通認識のもとに協働して利用者を支援し、適切な栄養ケアを行うものとする。

④ 食事の提供

利用者に対する食事の提供は、「栄養ケア計画書」に基づき、次の事項に配慮し適切に行うものとする。

ア 献立計画に基づく計画的食事の提供

栄養士による、栄養、カロリー、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した献立計画に従って、厨房内の専用設備及び食器を用い、調理員による衛生的に調理された食事を提供する。

イ 病弱者等に対する食事の献立

病弱者等に対する食事の献立は、必要に応じ嘱託医の指導を受けて作成するものとする。

ウ 食事の提供時間

食事の提供時間は適切な時間帯とし、特に、夕食時間は午後6時を基準とする。

エ 自立摂取に向けた介助

食事は可能な限り離床して行うようにし、食堂等で自立摂取に向けた介助を行い提供するものとする。

オ 飲食時の事故防止

自立摂取の困難な利用者に対しては、飲食時の事故防止に配慮した介助を行うものとする。

⑤ 機能訓練の実施

利用者の心身の状況に応じ、日常生活を営むために必要な心身機能の回復、改善、或いは、減退を防止するため、機能訓練指導員（理学療法士）による訓練を毎週1回（水曜日）行う他、職員の介助による日常生活動作の訓練等を行う。

⑥ 相談及び援助

介護支援専門員、生活相談員及び介護・看護職員は、常に、利用者の心身の状況、生活状況の把握に努め、利用者または家族等の相談に応じ、必要かつ適切な助言及び支援を行う。

(4) レクリエーション等の実施及び社会生活上の便宜の提供

利用者が施設で楽しく生活し、社会人としての生活上の要求に応えるため、利用者の希望やニーズ調査に努め、次の事項を行う。

① レクリエーション等年間行事の実施

家族やボランティア、地域住民の参加を求め、次のレクリエーション、行事等を行う。

月	レクリエーション・行事種類	会場・行き先等
4月	誕生日会（第3水曜日）・外食 お花見会 買い物	園内 近隣公園等 市内
5月	誕生日会（第3水曜日）・外食 バスハイク	園内 近隣商業施設等
6月	誕生日会（第3水曜日）・外食	園内
7月	誕生日会（第3水曜日）・外食 消防訓練	園内 園内
8月	誕生日会（第3水曜日）・外食 納涼祭	園内 園内
9月	誕生日会（第3水曜日）・外食 敬老会 長須賀地区祭礼獅子舞来園	園内 園内 園庭
10月	誕生日会（第3水曜日）・外食 バスハイク	園内 近隣商業施設等

1 1 月	誕生日会（第3水曜日）・外食 バイキング 消防訓練	園 内 園 内 園 内
1 2 月	誕生日会（第3水曜日）・外食 クリスマス会	園 内 園 内
1 月	誕生日会（第3水曜日）・外食 新年会 初 詣	園 内 園 内 近隣神社
2 月	誕生日会（第3水曜日）・外食 節分豆まき行事 バスハイク	園 内 園 内 近隣商業施設等
3 月	誕生日会（第3水曜日）・外食 苺狩り 雛祭り 消防訓練	園 内 近隣施設 園 内 園 内

② 関係機関への手続き代行援助

利用者の生活上必要な行政機関等への所要の手続き等について、本人及び家族等において自ら行うことが困難な場合、その代行または移送による援助を行う。

③ 利用者の家族との連携

施設と利用者、家族が一体となって、利用者の支援等に関する相互の理解を深めるため、交流の機会や場の提供に努める。

④ 外出への支援

利用者の希望や心身の状況に応じ、買い物、外食、公共施設の利用、地域行事への参加、知人宅の訪問、施設周辺の散歩等、多様な外出の機会を職員及びボランティアの協力を得ながら実施する。

(5) 地域間諸行事交流の実施

納涼祭等諸行事へのご招待など地域住民の参加をお願いするほか、地域の祭礼等の行事への利用者及び職員の参加を行うなど、地域との積極的な交流を図る。

(6) ボランティア活動の積極的受入れ

施設内行事等に地域ボランティア活動の積極的な受入れを図り、更に施設運営に関する地域の理解を得るため、「ボランティア登録制度要綱」に基づき、現在、協力を受けているボランティアの計画的な参加を求める他、新たに活動の期待できるボランティアを募集するなど、その協力体制の拡大に努める。

(7) 事故防止対策の実施

別に定める「職員倫理要綱」、「職員行動規範」及び「事故発生時の報告処理要綱」に基づき職員の事故防止に関する介護、支援の意識を高め、ケアカンファレンス等を定期的に行い、利用者個々の生活状態、健康状態を把握し事故防止を図るとともに、一旦事故が発生した場合やヒヤリハット事態が発生したときは、「事故発生時の報告処理要綱」により報告された事

故の発生状況、発生原因、処理状況の調査、分析、究明等を徹底して行い、事故の再発防止に向けた最善の措置を行う。

(8) 苦情等の解決への取り組み

施設の適確な運営と、利用者への適切な介護、支援サービスの向上を推進するため、別に定める「苦情解決制度要綱」により、利用者及びその家族等からの苦情や意見等の申し立てを受け、その適切な解決に努める。

(9) 災害対策の強化

地震、台風、水害、火災等の災害発生時における利用者の安全確保のため、別に定める「消防計画」に従い、防火、消防設備の法定点検や自主点検を定期的に行うとともに、災害発生を想定した消防訓練及び避難訓練等を地元消防署の指導を受け、年3回実施する。

(10) 環境衛生管理の徹底

施設内の清掃、美化及び利用者周辺の整理整頓に努めるとともに、換気、通気等に細心の注意を払い、不快臭等のない環境作り、衛生管理の徹底に努める。

4. 事業の進捗管理による計画的推進

この事業計画に基づく事業の推進に当たっては、常にその進捗状況を把握するとともに、「施設運営会議」等による検討、調整を行い、計画に沿った着実な推進に努めることとする。